

議案第67号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大田原市明るい地域づくり功労賞表彰選考委員会	大田原市明るい地域づくり功労賞の選考に関する事務
大田原市行政改革推進委員会	行政改革に必要な事項の調査、審議に関する事務

」

を

「

大田原市明るい地域づくり功労賞表彰選考委員会	大田原市明るい地域づくり功労賞の選考に関する事務
大田原市市制施行記念事業準備委員会	市制施行記念事業に関する事務
大田原市行政改革推進委員会	行政改革に必要な事項の調査、審議に関する事務

」

に、

「

大田原市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画策定に関する事務
大田原市安心生活創造事業推進委員会	安心生活創造事業に関する事務

」

を

「

大田原市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画策定に関する事務
大田原市障害者福祉計画策定委員会	障害者福祉計画策定に関する事務
大田原市安心生活創造事業推進委員会	安心生活創造事業に関する事務

」

に、

「

大田原市立小中学校再編整備検討委員会	小中学校の再編整備に関する事務
大田原市早期総合発達支援協議会	発達障害への支援体制に関する事務

」

を

大田原市立小中学校再編整備検討委員会	小中学校の再編整備に関する事務
大田原市立小中学校建設検討委員会	小中学校の校舎等の建設に関する基本計画に関する事務
大田原市早期総合発達支援協議会	発達障害への支援体制に関する事務

に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。